

鳥取県告示第 839 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	呼吸器機能障害	小谷 昌広	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	柴田 俊輔	〃
〃	〃	山口 由美	〃
〃	〃	山代 豊	〃
〃	〃	池田 光之	〃
眼科	視覚障害	金田 周三	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
神経内科	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由障害	甲斐 太	米子市皆生新田一丁目 8 - 1 山陰労災病院
〃	肢体不自由障害	吉本 祐子	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
心臓血管外科	心臓機能障害	西村 元延	米子市西町36-1 国立大学法人鳥取大学医学部附 属病院